

令和4年第5回 神川町農業委員会総会議事録

開催年月日及び開催場所		令和4年5月25日(水) 神川町役場本庁舎3階 第1・第2会議室							
開議時刻及び宣告者		午後1時30分 会長 櫻澤 泰信							
閉会時刻及び宣告者		午後2時35分 会長 櫻澤 泰信							
議長	櫻澤 泰信	議事参与制限委員数	1名	傍聴者数	1名				
出席した事務局職員	事務局長：堀口 二三夫 事務局長補佐：高橋 和宏 主事：渡辺 玲香 経済観光課主査：吉田 拓二								
委員出席状況	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠
	1	松原 良治	○	9	藤牧 重徳	○	推4	西口 学	○
	2	原口 幸雄	○	10	坂本 等	○	推5	福嶋 志信	○
	3	長谷川 隆	○	11	野村 清太郎	○	推6	安達 彰	○
	4	四方田 芳泰	○	12	佐藤 文雄	○	推7	町田 貴	○
	5	町田 雅文	○	13	櫻澤 泰信	○	推8	伊藤 光雄	○
	6	松本 由紀子	○	推1	金井 豊	○	推9	筑 幸広	○
	7	関根 豊	○	推2	堀内 康男	○	推10	新井 美範	○
	8	木村 豊	○	推3	金井 眞澄	○	推11	須川 朋和	○

会議進行状況

会議事項	発言者	顛末
開 会	事務局長	<p>定刻となりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。 農業委員会会議規則第4条の規定により、議事の進行は会長にお願いします。</p>
	議 長	<p>ただいまから、令和4年第5回農業委員会の総会を開会したいと思います。 出席委員は、13名全員が出席です。定足数に達していますので総会は成立いたします。 それでは、慎重審議をお願いいたしまして議事に入りたいと思います。</p>
日程第1 議事録署名人及び書記の 指名について	議 長	<p>日程第1の議事録署名人及び書記の指名を行いたいと思います。 神川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名人の指名を行います。 議事録署名人は、9番 藤牧委員、11番 野村委員をお願いいたします。 書記は、事務局の高橋君、渡辺君を指名いたします。</p>
日程第2 第20号議案 農地法第3条の規定による 許可申請について	議 長	<p>続きまして、日程第2に移ります。 第20号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会処分）を議題とします。 農地法第3条第1項の規定により、別紙許可申請に対する処分を決定したいのでこの案を提出するものです。事務局は1番の説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>申請番号1番についてご説明いたします。 土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書3ページに記載のとおりです。申請地につきましては議案書4ページの位置図、5ページの案内図をご覧ください。 申請地の現況については、違反等もなく適正に管理されておりました。 受人は〇〇地内にお住まいで、主に水稻、キュウリ、ブロッコリーの栽培をしております。農業用機械はトラクター、田植機、コンバイン、耕うん機、軽トラックを1台ずつ所有しており、妻と息子と3</p>

会議事項	発言者	顛末
<p>日程第3 第21号議案 農地法第5条の規定による許可申請について</p>		<p>人で農作業をしているとのことでした。 農地を手放したいと考えていた渡人と、経営規模の拡大を希望している受人との間で売買の話がまとまったため、今回の申請に至りました。 説明は以上になります。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
	議長	<p>申請番号1番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。</p>
	原口委員	<p>現地を確認しましたが適正に管理されており、特に問題ないと思います。</p>
	議長	<p>それでは質疑に入りたいと思います。 申請番号1番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。 〔質疑なし〕</p>
	議長	<p>よろしいですか。無いようなので採決に移ります。 第20号議案1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員挙手〕</p>
	議長	<p>全員賛成ということで、第20号議案1番については原案のとおり許可といたします。</p>
	議長	<p>続きまして、日程第3に移ります。 第21号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）を議題とします。 農地法第5条第3項の規定により、別紙許可申請に対する意見を決定したいのでこの案を提出するものです。事務局は1番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請番号1番についてご説明いたします。 土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書7ページに記載のとおりです。</p>	

会議事項	発言者	顛末
	<p>議長</p> <p>藤牧委員</p> <p>議長</p> <p>坂本委員</p> <p>事務局</p>	<p>申請地は〇〇の北西およそ560メートルの位置にある農地になります。詳しくは議案書11ページの位置図、12ページの案内図をご覧ください。</p> <p>申請地の現況につきましては、草が生えており耕作している様子はありませんが、違反等は確認できませんでした。</p> <p>申請地は住宅が密集する集落の中にある生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に代えて周辺の他の土地を供することで当該事業の目的を達成できる場合は許可できませんが、本案件では周辺に代替できる土地は無いものと思われま</p> <p>譲受人は妻と子ども1人と共に、実家で両親と弟と同居しておりますが、手狭であるため申請地に自己用住宅を建設する計画での申請となります。詳しくは13ページの土地利用計画図をご確認ください。</p> <p>なお、住宅建設に要する資金は借入金で対応とし、住宅ローン事前審査結果通知の写しが添付されております。</p> <p>説明は以上になります。ご審議の程よろしくお願ひします。</p> <p>申請番号1番について、地区担当の委員からご意見があればお願ひします。</p> <p>ただいまの説明のとおりです。問題ないと思います。</p> <p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号1番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>13ページの図面にあるドックランのスペースは問題ないのですか。昔は転用に当たっての下限建ぺい率の定めがあったと思うのですが、今はないのでしょうか。</p> <p>下限建ぺい率の定めというのは聞いたことがありませんので分かりませんが、本案件は事前相談で県</p>

会議事項	発言者	顛末
	坂本委員	<p>の担当者にも確認していただいております、転用面積は基準以内であり、配置に関しても問題ないということで調整が済んでおります。</p>
	事務局	<p>念のため下限建ぺい率がないか確認をお願いします。</p>
	事務局	<p>承知しました。</p>
	木村委員	<p>私は逆の考えで、町の人口増加対策として家庭菜園付きの住宅などを試みたことがあるのですが、それにはゆとりがある敷地が必要ですので、建ぺい率は問題ないと考えております。</p>
	議 長	<p>ほかにご質問はありますか。無いようなので採決に移ります。 第21号議案1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員挙手〕</p>
	議 長	<p>全員賛成ということで、第21号議案1番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。続けて、事務局は2番の説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>申請番号2番についてご説明いたします。 土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書7ページに記載のとおりです。 申請地は〇〇の南東およそ180メートルの位置にある農地になります。詳しくは議案書14ページの位置図、15ページの案内図をご覧ください。 申請地の現況につきましては、違反等もなく適正に管理されておりました。 申請地は住宅が密集する集落の中にある生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に代えて周辺の他の土地を供することで当該事業の目的を達成できる場合は許可できませんが、本案件では周辺に代替できる土地は無いものと思われま</p>

会議事項	発言者	顛末
	議 長	<p>譲受人は〇〇市の居宅で1人暮らしをしておりますが、来年で定年退職となることや、親の介護をするために現在の居宅を売却し、親族が所有する実家の隣接地に住宅を建設する計画での申請となります。詳しくは16ページの土地利用計画図をご確認ください。</p> <p>なお、住宅建設に要する資金は借入金で対応とし、住宅ローン事前審査結果通知の写しが添付されております。</p> <p>説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
	長谷川委員	<p>申請番号2番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。</p> <p>現地を見ましてもきれいに管理されておりまして、問題ないと考えています。</p>
	議 長	<p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号2番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>〔質疑なし〕</p>
	議 長	<p>ほかにご質問はありますか。無いようなので採決に移ります。</p> <p>第21号議案2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p>
	議 長	<p>全員賛成ということで、第21号議案2番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。</p> <p>続きまして、申請番号3番から6番は砂利採取に係る一連の案件のため、一括して審議したいと思います。事務局は説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>申請番号3番から6番は〇〇株式会社による砂利採取事業に係る一連の一時転用案件であるため、一括してご説明いたします。</p>

会議事項	発言者	顛末
	<p data-bbox="506 1166 595 1198">議長</p> <p data-bbox="506 1262 618 1294">藤牧委員</p> <p data-bbox="506 1358 595 1390">議長</p>	<p data-bbox="763 300 2119 427">土地の所在や面積等につきましては、議案書8ページから10ページに記載のとおりです。なお、一時転用にかかる農地の合計面積は〇〇㎡ですが、道路や水路の占用部分等を含めた計画全体の面積は〇〇㎡となります。</p> <p data-bbox="763 443 2119 523">申請地は〇〇の南西およそ500mの位置にある農地になります。詳しくは議案書17ページの位置図、18ページの案内図をご覧ください。</p> <p data-bbox="763 539 1771 571">申請地の現況につきましては、違反等もなく適正に管理されておりました。</p> <p data-bbox="763 587 2119 715">申請地は農振農用地区域内にある農地、いわゆる青地農地になります。青地農地の転用は原則許可されませんが、本案件は砂利採取を目的とする一時転用であるため、農地法施行令第11条第1項第1号に定められる不許可の例外規定に該当するものと思われます。</p> <p data-bbox="763 730 2119 858">申請理由としましては、対象地は以前に砂利採取した土地に隣接しており、良質な砂利が採取できると見込めることから申請に及んだところです。計画の全容については19ページの土地利用計画図と、別添の詳細図をご確認ください。</p> <p data-bbox="763 874 2119 962">申請にあたり、町道の占用や排水管理設、水路の掘削等について、町建設課の許可を取得済であるほか、土地改良区とも協議済で「支障なし」の意見書が添付されております。</p> <p data-bbox="763 978 2119 1058">また、事業に要する資金はすべて自己資金で対応とし、金融機関発行の残高証明書が添付されております。</p> <p data-bbox="763 1074 1570 1106">説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p data-bbox="763 1169 1805 1201">ただいまの案件について、地区担当の委員からご意見があれば申し上げます。</p> <p data-bbox="763 1265 1682 1297">申請地は前回砂利採取した土地のすぐ横です。問題ないと思います。</p> <p data-bbox="763 1361 1951 1393">それでは質疑に入りたいと思います。質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p>

会議事項	発言者	顛末
	佐藤委員	<p>お伺いしたいのですが、道路の占用をしまして、砂利採取が終わった後に道路が傷んでしまった場合は申請者が直すと思いますが、何年か経ったあと、例えば1年後に道が窪んだりした場合は補償してもらえるのですか。</p>
	事務局	<p>道路管理は建設課が主管となりますのではっきりとは言えませんが、事業終了時であれば申請者と協議のうえ修繕をお願いすると思いますが、1年後となると道路が窪んだ原因が砂利採取にあると明確に分からない限りは難しいのではないかと思います。</p>
	原口委員	<p>この図面では車の足洗用のプールがありませんが、これは要らないのですか。現在八日市でも砂利採取していますが、雨の日は道路が泥だらけになるのでいつか話をしたいと思っていました。</p>
	事務局	<p>洗車用プールの設置は必須ではありませんので今回は計画されていないようです。道路については散水車での対応となっております。</p>
	佐藤委員	<p>うちの方でやったときも無かったですね。農業委員会に諮る前に土地改良区に意見照会がありますが、この際にいろいろ条件をつけています。</p>
	原口委員	<p>道路わきにある梨畑ではダンプが通ったと水しぶきで梨が真っ白になって売れなくなったなんて話もありますので、清掃を徹底していただきたいと思います。</p>
	議 長	<p>では、道路の清掃を徹底して周りに迷惑が掛からないようにしてもらおうということで、よろしいですか。ほかにご意見はありますか。それでは採決に移ります。</p> <p>第21号議案3番から6番について、道路清掃をお願いすることで、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

会議事項	発言者	顛末
<p>日程第4 第22号議案 神川町農用地利用配分計画（案）について</p>	<p>議長</p>	<p>〔全員挙手〕 全員賛成ということで、第21号議案3番から6番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。</p>
	<p>議長</p>	<p>続きまして、日程第4に移ります。 第22号議案 神川町農用地利用配分計画（案）について を議題とします。 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画に対する意見を決定したいのでこの案を提出するものです。 なお、5番の町田委員は議事参与の制限に該当しますので、別室で待機をお願いします。</p>
	<p>議長</p>	<p>〔町田委員退室〕 それでは事務局から説明をお願いします。</p>
	<p>事務局</p>	<p>説明の前に、議案書の訂正をお願いします。 〔訂正について説明〕</p>
	<p>事務局</p>	<p>それではご説明いたします。農用地利用配分計画（案）の1番は、今まで耕作をしていた方が耕作できなくなったため、新たな耕作者に再配分するものです。〇〇町にある会社で、主にネギを栽培しています。神川町では初めて農地中間管理事業を通して農地を借ります。 2番と3番は、〇〇地区の法人が新たな耕作者として耕作を行うことが決まったため再配分するものです。主にネギの栽培を行っております。この会社は、申請地以外にも農地中間管理事業を通して農地を借りて耕作している実績があります。 4番から6番は、今まで耕作をしていた方が体調不良により耕作できなくなったため、新たな耕作者に再配分するものです。受人は町内で酪農をおこなっております。この方も、申請地以外にも農地中間管理事業を通して農地を借りて耕作している実績があります。 7番と8番は、新たな耕作者として耕作を行うことが決まったため再配分するものです。受人は〇〇</p>

会議事項	発言者	顛末
<p>日程第5 第23号議案 神川町農業振興地域整備 計画の変更について</p>		<p>地区にお住まいで、米や露地野菜、花きの栽培を行っております。この方も、申請地以外にも農地中間管理事業を通して農地を借りて耕作している実績があります。</p> <p>説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
	議 長	<p>説明が終わりましたので質疑に入りたいと思います。</p> <p>農用地利用集積計画（案）について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>〔質疑なし〕</p>
	議 長	<p>よろしいですか。無いようなので採決に移ります。</p> <p>第22号議案について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	議 長	<p>〔全員挙手〕</p> <p>全員賛成ということで、第22号議案については異議なしと回答いたします。</p> <p>審議が終了しましたので、町田委員の退席を解きます。</p> <p>〔町田委員入室〕</p>
	議 長	<p>第22号議案については、異議なしと回答することで結審しましたので報告します。</p>
	議 長	<p>続きまして、日程第5に移ります。</p> <p>第23号議案 神川町農業振興地域整備計画の変更について を議題とします。</p> <p>農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき、別冊計画変更に対する意見を決定したいのでこの案を提出するものです。事務局は1番の説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>お手元の説明資料をご覧ください。はじめに1番についてご説明いたします。</p> <p>土地の所在、申請者の氏名等につきましては、説明資料の1ページに記載のとおりです。申請地につきましては4ページの案内図、5ページ的位置図をご覧ください。〇〇の西側に隣接する農地でございます。</p>

会議事項	発言者	顛末
		<p>本案件は、株式会社〇〇による従業員の駐車場の建設を目的としたものです。同社には30人ほどの従業員が常勤していますが、そのほぼ全員が自家用車で通勤しており、常時30台程度の駐車場確保が必要となっております。事務所前及び、県道を挟んだ向かいの新工場地は来客及び業務車両用駐車スペースとなっております、従業員はやむなく申請地東側の80メートルほど離れた〇〇の一部を仮設駐車場として利用しております。しかし、近年周辺工業団地の拡張等に伴い大型車両が増加したことや、観光バスの立ち寄りも増加していること等から、コンビニオーナーより敷地の明け渡しの要望を受けているとのことです。こうした状況にいち早く対応しなければならないと考え、今回の申出地に新たに駐車場を建設する計画となりました。</p> <p>農振上の扱いとしましては、既存敷地の拡張となります。農地転用の際には当該土地を購入し所有権移転を行う計画で、転用における敷地拡張の許可基準を満たしているものと思われま。また、隣接地所有者、耕作者についても本計画の同意を得ております。</p> <p>1番の概要については以上でございます。</p> <p>1番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。</p> <p>許可基準は満たしているので特に問題ないと考えています。町道の払い下げも調整済であり、これによりこの農地が隣接地となりまして、敷地拡張が可能となります。</p> <p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>第23号議案1番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>〔質疑なし〕</p> <p>よろしいですか。無いようなので採決に移ります。</p> <p>第23号議案1番について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p>
	議 長	
	佐藤委員	
	議 長	
	議 長	

会議事項	発言者	顛末
	議 長	<p>全員賛成ということで、第23号議案1番については異議なしと回答いたします。 続けて、事務局は2番の説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>2番についてご説明いたします。 土地の所在、申請者の氏名等につきましては、資料1ページの2番に記載のとおりです。申請地につきましては10ページの案内図、11ページ的位置図をご覧ください。〇〇から東に向かい、丁字路に突き当たる手前の左側の農地です。 計画者の〇〇様は現在〇〇市の借家に夫婦で暮らしていますが、生まれ育った町に家を建てて暮らしたいと以前から考えており、父親に相談したところ今回の申請地を勧められ選定に至りました。 申請地は父親である〇〇様の所有地で、非農家の分家住宅の建設ということですので、農振上の用途要件を満たしております。 こちらは旧神川東部土地改良区で平成2年度に面的工事を実施した区域内でございます。 また、申出者や父親が所有する他の土地につきましても、確認したところ、転用可能な白地や宅地等は所有しておりませんでした。 本案件は〇〇㎡のうち〇〇㎡を分筆しまして、平屋建ての分家住宅を建設する計画となっております。 2番の概要については以上でございます。</p>
	議 長	<p>2番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。</p>
	松本委員	<p>特に問題は無いと思います。</p>
	議 長	<p>それでは質疑に入りたいと思います。 第23号議案2番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。 [質疑なし]</p>

会議事項	発言者	顛末
<p>日程第6 第24号議案 神川町新規就農青年育成 奨励金交付申請について</p>	議長	<p>無いようなので採決に移ります。</p>
	議長	<p>第23号議案2番について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員挙手〕</p>
	議長	<p>全員賛成ということで、第23号議案2番については異議なしと回答いたします。</p>
	議長	<p>続きまして、日程第6に移ります。 第24号議案 神川町新規就農青年育成奨励金交付申請について を議題とします。 神川町新規就農青年育成奨励金交付要綱第5条の規定により、別紙就農計画に対する意見を決定したいのでこの案を提出するものです。事務局は説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>神川町新規就農青年育成奨励金は、新規就農した青年農業者を育成し、農業の活性化と経営の安定向上を図ることを目的とした奨励金です。 交付要綱には、「奨励金の交付の申請があったときは、書類の審査に農業委員会の意見を聴する」と規定されており、本案件はこれに基づく意見照会となりますので、就農計画についてご審議いただきたいと思えます。 議案書24ページからの就農計画書をご覧ください。 申請者は〇〇地区にお住いの〇〇様です。令和3年10月に就農し、両親ともに家業である花きの栽培を行っており、「年間150日以上農業に従事」の要件を満たしております。 将来の構想や所得目標などについては、就農計画書に記載のとおりです。 説明は以上になります。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>それでは質疑に入りたいと思えます。 新規就農青年育成奨励金交付申請について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p>	

会議事項	発言者	顛末
協議・報告事項	原口委員	この〇〇さんの親が借りている土地があるのですが、だいぶ耕作放棄地になっている状態です。耕作放棄地の解消はできないのでしょうか。事務局では把握していますか。
	事務局	利用権設定等があれば確認できるのですが、相対で借りている土地は確認できません。
	原口委員	〇〇さんの土地でも荒れている場所がありますので、解消できたらと思います。
	議 長	耕作放棄地がある状態では困りますので調査したほうが良いですかね。
	松本委員	承認して解消してもらえないですか。条件付きのような形で。
	福嶋推進委員	この家は土地改良区の賦課金に未払いがありませんか。確認してみたほうが良いと思います。最近ではコロナの関係で会議をしていないので最近どうなっているのか分かりませんが。
	坂本委員	実際この家は農業をしているのですか。
	議 長	〔一同が各々意見を発言〕 農業でなく勤めているとか、耕作放棄ですとかいろいろな話がありますので、案件については一度調査をかけるように保留としまして、次回にまた審議するというところでいかがでしょうか。
	議 長	〔一同：異議なし〕 では、本案件は調査を行って次回に審議といたします。
	議 長	以上で全ての議案審査が終了しましたので、協議・報告事項に入ります。 事務局よりお願いします。

会議事項	発言者	顛末
閉 会	事務局 議 長	〔最適化活動の活動目標について説明し協議〕 耕作放棄地が1筆でも多く解消できたらと思いますので、皆さんよろしくお願ひします。 以上をもちまして、全ての日程が終了しましたので総会を閉会といたします。 慎重審議ありがとうございました。